

令和6年度 ひたちなか市地域おこし協力隊 募集要項  
～地域特産品の発掘やブラッシュアップ、プロモーション等に取り組む地域おこし協力隊活動～

令和6年5月

企業城下町のひたちなか市は、「ものづくりのまち」として、また、転入者が多い地域性から生まれた「多様性を認め合うまち」として成長してきました。ネモフィラの絶景で有名な「国営ひたち海浜公園」や新鮮な海の幸がそろう「那珂湊おさかな市場」、日本一の生産量を誇る「ほしいも」など、賑わいや食の魅力にも溢れています。

そして、今まで築いてきたまちの価値を守り、育むことはもちろんのこと、「新たな価値」を創造し、次の世代へと活力をつないでいくまちづくりを進めています。

今回、地域資源の発掘・活用、特産品のブラッシュアップ等を行い、魅力向上を図るとともに、プロモーション等を充実したいと考え、本市で「初」となる地域おこし協力隊の募集を行うこととしました。

私たちと一緒に、『新たな視点』と『自由な発想』で積極的に取り組んでくれる意欲のある方をお待ちしております。

## 1. 業務概要

- (1) 地域特産品の開発やブラッシュアップ等を行い、魅力向上を図る。
- (2) 市内各地域を積極的に回りながら、地域資源の発掘と活用を行う。
- (3) 地域特産品等のプロモーション・広報に係る提案と作成を実施する。
- (4) 地域特産品等におけるマーケティング活動とブラッシュアップを行う。
- (5) その他、地域の課題解決や活性化に資する活動を企画・立案し実行する。

## 2. 募集対象

- (1) 令和6年4月1日現在で18歳以上の方
- (2) 現在、三大都市圏の都市地域または政令指定都市（条件不利区域以外の区域）に居住しており、任用または委嘱期間を通して生活拠点をひたちなか市に移し、採用後に住民票を異動できる方

※総務省ホームページ「地域おこし協力隊とは」内の「地域おこし協力隊及び地域プロジェクトマネージャーの特別交付税措置に係る地域要件確認表（令和4年4月1日現在）」にて地域要件を確認できます。

- (3) 心身ともに健康で誠実に勤務ができる方
- (4) 普通自動車運転免許証を所持し、実際に運転できる方

- (5) パソコン操作（ワード・エクセル・パワーポイント・メール等）およびインターネット、SNS等の知識を有し、容易に活用できる方
- (6) 地域おこし協力隊としての活動期間終了後もひたちなか市に定住し、起業・就業しようとする意欲のある方
- (7) 地域の住民と協力しながら、地域の活性化に向けて積極的に行動できる方
- (8) 次のいずれにも該当しない方
  - ア 日本国籍を有していない方
  - イ 成年被後見人または被保佐人
  - ウ 禁固以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの人

3. 委嘱形態 「委託型地域おこし協力隊員」として委嘱します。

4. 募集人数 1名

5. 勤務地 茨城県ひたちなか市（市外での活動もあり）

6. 委託型地域おこし協力隊について

(1) 委嘱形態・期間

- ア 上記業務概要に規定する活動を委託します。委託内容については、協議により決定し、市と業務委託契約を締結して活動します。
- イ 市との雇用関係はないため、健康保険および年金保険料等は自己負担となります。国民健康保険、国民年金に加入いただく必要があります。
- ウ 市が委託する業務以外の業を自由に行うことができます。（副業を行うことが可能です。）ただし、委託業務遂行の支障にならない範囲での行動をお願いします。
- エ 協力隊員は市長が委嘱し、委嘱期間は令和6年4月1日以降、委嘱の日から令和7年3月31日までを最初の期間とします。
- オ 次年度以降の委嘱および契約については、各年度終了時に活動状況や実績を勘案し、最長3年間まで延長します。

(2) 活動日数および活動時間

活動日数や活動時間は、当初の活動計画や提案事業の活動内容によって異なるため、委託契約締結の際、協議の上決定します。

(3) 委託料

- ア 委託料の額は、基本的に協力隊員1人当たり年間280万円を上限額とします。
- イ 年間の委託料を12で除した金額を月の支払い上限額として、1か月ごとに支払います。

#### (4) 待遇・福利厚生

- ア 住居はひたちなか市内に居住いただきます。活動報告に基づき、活動に必要な経費（任期中の住居にかかる家賃や活動に必要な消耗品費等）については年間 200 万円を上限に補助いたします（年度の途中に委嘱した場合等は日割りにより計算した額を上限）。活動に必要な経費として認められる費用は主に以下の通りです。
- ①住居、車両等の借り上げに要する経費
  - ②活動旅費等移動に要する経費
  - ③作業道具、消耗品等に要する経費
  - ④関係者間の調整、住民及び関係者との意見交換会、活動報告会等に要する経費
  - ⑤隊員の研修に要する経費
  - ⑥定住に向けて必要となる研修・資格取得等に要する経費
  - ⑦定住に向けて必要となる環境整備に要する経費
  - ⑧外部アドバイザーの招へいに要する経費

#### 7. 留意事項

- (1) 協力隊員としてふさわしくないと判断した場合は、委嘱期間中であっても委嘱を取り消すことがあります。
- (2) 住民票の異動は、必ず委嘱日以降に行ってください。それ以前に住所を異動した場合、応募対象者でなくなり、採用取り消しとなることがあります。
- (3) 委嘱期間中の住居賃借料等は上記補助対象となります。光熱水費や引っ越しに係る費用は自己負担となります。

#### 8. 申込受付期間

令和 6 年 6 月 28 日（金）まで 当日消印有効

※応募状況により、募集を早期に締め切る場合があります。

#### 9. 選考の流れ

申込受付期間中に、下記の申込み先まで提出書類を郵送して下さい。

##### ＜提出書類＞

- (1) ひたちなか市「地域おこし協力隊」応募用紙  
別紙＜活動目標レポート＞に、次のテーマとしたレポートを記載願います。  
**【ひたちなか市の地域おこし協力隊を選んだ理由】**  
**【活動に生かしたい自身の経験や能力】**
- (2) 住民票の写し（発行から 3 カ月以内のもの）
- (3) 普通自動車免許証の写し

**<第1次選考> 【書類審査】 7月中旬予定**

提出書類を審査し、応募要件の適合を決定します。審査結果を全員に文書で通知し、第2次選考の日時については、合格者のみ文書で通知します。

**<第2次選考> 【Web面接等】 7月下旬予定**

第1次選考の書類審査に合格した方のみ、Web面接による第2次選考を実施します。面接方法および審査結果については、文書または電話等で通知します。

**<第3次選考> 【面接等】 8月中旬予定**

第2次選考に合格した方のみ、本市での面接による第3次選考を実施します。面接方法および審査結果については、文書または電話等で通知します。

**10. お問い合わせ・お申し込み先**

ひたちなか市企画部企画調整課

〒312-8501 茨城県ひたちなか市東石川2丁目10番1号

TEL : 029-273-0111

Mail : kikaku@city.hitachinaka.lg.jp